

令和2年10月16日（金）13時30分～

交通政策審議会海事分科会船員部会

第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会

【富田労働環境対策室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の富田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員6名中6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。配布資料でございますが、まず「議事次第」、それから「委員名簿」、「配布資料一覧」、資料1として「海上旅客運送業最低賃金」の公示文が一枚、資料2として「海上旅客運送業の最低賃金の改正状況」が一枚、資料3として「海上旅客運送業に係る労使間協定賃金」が2枚、これはいずれも前回の資料から抜粋したものを用意させていただいております。また、前回の専門部会で、国内旅客運送業の概要の資料の中で、国内旅客航路事業の航路数につきまして、同じ2019年4月1日時点にも関わる昨年の専門部会の資料と航路数が異なっているという点について指摘がございましたけれども、内航課のほうで確認を取っていただいたところ、前回の第1回の専門部会で提出した資料の航路数につきましては、2020年4月1日時点の数字ということでございましたので、修正したものを配布してございます。具体的には、資料の8ページの真ん中の箱のところでございます。

配布資料につきましては、以上でございます。過不足等ございましたら、事務局までお知らせいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行をよろしくお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、議事を早速進めてまいります。海上旅客運送業最低賃金の改正についてでございますが、前回、部会でこちらで検討いたしました後、労使の皆様には、

積極的、精力的な話し合いをしていただいたことと存じます。その結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご発言をお願いいたします。

平岡委員。

【平岡委員】 前回の専門部会以降、使用者側と今年の旅客船の最賃をどういうふうに解決していくのかということで、積極的には話はしてきたわけですが、考え方として、やはり使用者側も使用者側なりの考え方があって、なかなかその辺のところ意見が食い違うというような状況です。

ただ、我々としても、第1回の中で、今年の最低賃金については引上げの必要性があるということは、るる主張したわけでございますけれども、水準等について、いまだに乖離があるというような状況で来ております。

【野川部会長】 はい、分かりました。

使用者側から補足ございますか。

【黒瀬委員】 事業者側としましても、最低賃金に関わるところで、これは事業者にとっても、従業員の賃金というのは非常に重要なところであるという認識はしておりまして、労働者代表の方のご意見というのも傾聴に値するご意見であるという認識はあるものの、第1回から第2回、本日に至るまでの間、各事業者さん、主立ったところですけども、全社というわけにはいきませんが、いろいろと事業者の状況、各地域の状況なども調査をさせていただきました。

やはり資料3の概要の中で第1ページ目に述べられていますが、そういった統計上の数値に表れないようなご苦労が、非常に各所、皆さん、抱えられておられるという実態がありまして、最低賃金に関わるところも、改定に向けての意欲自体は決してゼロではないということなんです。じゃあ、果たしてそれがどのような水準で検討できるかという、水準すら検討できないと。どれが適切なかというのは、事業者としてもなかなか判断がしようがないというような状況であるというところが、ほぼ全員がそのようなご意見です。この委員会に出ています事業者の代表として検討するに当たっても、なかなかやっぱり皆さんの、そういった会員の皆さんのご意見というのは非常に重要なものだということで、私としても非常に厳しい状況にあるなというふうには考えております。

【佐藤委員】 労働者側のほうの言っている最低賃金と、世の中の景気とかというのはあんまり直接には関係ないということにはなっているんですが、なかなかそうも言ってもらえず、うちのほうの旅客船協会辺りからでも、いろいろ、賃金のほうもあれなんです、

雇用調整助成金だとか、家賃のあれだとか、いろんな持続化給付金だとか、そういう補助金ももらっているような状況で、また、これから先にもちょっと予想外に大きかったものですか、これからまた港湾の減免を申請するだとか、そういうこともいろいろやっている中で、最低賃金を上げるというのはどうかというところが多いということもちょっと理解していただきたいなというふうに思っています。

【平岡委員】 よろしいですか。

【野川部会長】 はい、平岡委員。

【平岡委員】 おっしゃることは、それはそういうことなのでしょう。ただ、いずれにしても、こういうコロナ禍の状況だから上げる必要性がないということもおっしゃっているんだらうけれども、そういう中においても、基本的に船員さんは働いているわけです。

そういうことを考えれば、コロナ禍という話はするけれども、今まで陸上の最賃に海上の最賃が追いついてきてないと思います。だって四、五年かけても海上の最賃はパーセンテージで0.4から0.5%しか上がっていないんです。陸上のほうは、時給ですが3%近くずっと上がっているわけです。中央は見送りという話になったかもしれないが地域最賃は上がっているわけです。

ということを考えれば、基本的にコロナ禍の中でも船員は日常業務、例えば旅客運送とかその辺のところに従事してやっているわけですから、状況は分かるが、必然的に、やはり総合的に判断すれば、引上げは必要だということなんです。

【野川部会長】 前回の部会の以降のお話合いの結果をまず伺って、それからもし合意に至っていないければ、引き続きご意見を伺うと、こういう手順で進めていくわけですが、もうそっちの方向に話が入っていますので、どうぞこのまま、この場でご意見を戦わせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

【黒瀬委員】 先ほども申しましたように、平岡委員のおっしゃるところ、陸上の最賃との比較というところで、それは理解しております。過去の状況がどういうふうな状況になってきているかというのは理解をしている。

そこで、事業者側としましても、海上の船員の魅力を引き上げるという意味での最低賃金というところには、非常に重要な重きを持った位置づけがあるというのは十分認識はしている。認識はしているんだけど、今それを、じゃ、今年度の改定ということで検討するについて、どういうふうにしたらいいのかというところの判断がつかないという、要は、幾ら上げたらいいいんだと。幾ら上げたら、事業者さん、皆さんご苦労されています。いろいろ

なところで、交通整備だとか、先ほど言ったように補助金の申請だとかということで、非常にご苦勞されているといった中で、じゃあ、どこまでの折り合いがつけられるのか。それはもうちょっと今の状況ではなかなか何とも言えないというのが、本当に心の叫びといえますか、そういった状況にあると。

ただ、事業者としてやっぱり言いたいのは、最賃というのは非常に重要だというのは認識をしています。認識はしているんだけど、ちょっとこの状況は、その検討の余地がなかなか見いだせないというところがあります。

【平岡委員】 いやいや、見いだせないとか、そういう話をしたら全然進みませんし、そもそも方向性とかその辺については理解をしているというお話をされているわけです。例えば今言うように、最低賃金を、今年については厳しい状況にもあるけれども、引き上げなければならないというような認識はあります。ただ、事業者としてその辺の判断がつきにくいものがあるとすれば、それは最終的には水準ですよ。

【黒瀬委員】 うん。

【平岡委員】 その辺のところをどういうふうに折り合わせるのが難しいと、そういう理解で良いのか。全くそれが出ないとか、そういう話では論議にならない。

【黒瀬委員】 基本的には、要は理解しているというのは、水準の問題として、どのレベルを検討したらいいのかというのは判断がつかないと、今のこの状況の中です。

ただ、労使委員の、それから公益委員の方のご理解が得られて、今年はちょっとベースアップ見送らしましょうといったところができるのであれば、それはさらにうれしいというところが、これも実情であるということです。

ただ、とはいうものの、この場の会議ですから、議論ですから、最後までちょっと意見を議論させていただいて、理解ができる範囲を求めたいなというふうには考えています。

【野川部会長】 お話よく分かりました。非常に率直なご意見をいただき、大変私としても感謝しております。

端的に申し上げて、使用者側は、ベストは据置きでいただきたい。しかし、セカンドベストとして水準についての話には乗りたいと、こういうことですよ。

労働側はもちろん据置きということはありません。水準について、もちろん使用者側としても今現場で働いている船員が安心できるような額をとということです、その水準の話になるということです、少し細かないろんな事情も検討をそれぞれしなければいけないこともございますので、ちょっと、今回また方向性を労使の間で見いだしていただくべく、

一旦この場をクローズしまして、労使だけで率直な意見交換をしていただきたいと存じます。

ただ、2回目ですので申し上げておきますが、最低賃金というのは、決まりますと、その最低賃金を下回る額を故意に払うのは犯罪になります。よろしいでしょうか。

この法体系の中で、ある行為をすると犯罪になるというような規定を、国家が議会等で決めるのではなくて、労使という民間の合意によって決めると、そんなことはあり得ないわけです、普通は。よくお考えになれば分かるように、例えば泥棒したら刑罰が加わるということ民間で決めましょうなんていうことはあり得ないでしょう。それなのに、なぜこうしているかという、それだけ最低賃金というのは、これは労使に委ねることが適切なんだと、労使の話合いによって決着をつけるということに任せるとい、特別な配慮によってこうなっているわけです。

したがって、この最賃の部会でも、合意が得られなければ公益委員の裁定ということになりますが、それは私はできる限り避けたいと思っております。今申し上げた事情でよくお分かりかと思えます。最低賃金を国が決めるのではなく、あるいは公的な機関が決めるのではなく、労使の合意に委ねるといぐらいに、労使を尊重し配慮しているこの仕組みを、ぜひ生かしていただきたいし、それを無にするような方向というのは避けていただきたいということですので、今、クローズしてお話合いいただきますが、私が今申し上げたことをよくお考えの上で、ぜひ、率直かつ明快な回答を持って来ていただければと思います。

それでは、お願いします。

( 中 断 )

【野川部会長】 お疲れさまでした。

それでは、話合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

【黒瀬委員】 お時間を頂戴いたしまして、第1回以降の平行線になっているような労使間の事情について協議をさせていただきました。

先ほどのオープンの場でも事業者側の説明をしましたとおり、なかなか今年、今年に限った話ですけども、この水準、要は賃金改定の水準をどのように検討したらいいのかという、その検討の足場がもう本当に固まらないといったところで、この水準について、労使間でいろいろと協議をさせていただきましたけども、なかなかうかつに踏み出せないといったところが、どうしてもまだ時間を要するかなというような感じになってしまっております。

【野川部会長】 労側から補足ございますか。

【平岡委員】 今、黒瀬委員が言ったことに尽きるんですけども、なかなかその水準について折り合いが合わないというのが実情です。

先ほどのオープンの中でも言ったんでしょうけども、それぞれの考え方があってやっているんですけども、こういう時期ですから、もう状況的にどうにかしなければいけないということでお互いに話をするんですけども、なかなか使用者側のほうも、その辺の水準をどういうふうに見極めるのかというようなことで、我々も我々の持った水準がありますので、その辺のところいろいろ話をするんですけども、なかなか折り合いがつかないというのがちょっと今の状況です。

【野川部会長】 分かりました。

では、このように話し合いを様々な形で進めましたが、合意に至らない部分が残されているということですので、よろしければ公益委員の側から何らかのご提案をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 それでは、一旦この場をクローズしまして、別室にて個別に労使双方のご意見をお聞かせいただきたいと思います。その上で提案をさせていただくという形で進めさせていただきます。ご意見を聴取するのは、せいぜい10分程度を目安に考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、議論の整理をするために、公益委員と労使それぞれの委員だけでなく、事務局も同席をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 それでは、ここで一旦中断をして、その場を設けたいと思います。お願いいたします。

( 中 断 )

【野川部会長】 では、何度にもわたってご足労いただきまして、申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

労使双方のご協力をいただきまして、またそのお話を聞いた上での公益委員のご提案をさせていただきまして、その上で労使のご同意をいただきましたので、そのご同意いただいた額で、この最低賃金を改正したいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 それでは、今読み上げます。

それでは、最低賃金の改正につきましては、職員を350円引上げ、事務部職員を350円引上げ、部員を350円引上げて、適用する船員に係る最低賃金の職員、現在の24万6,450円を24万6,800円に、事務部職員19万2,350円を19万2,700円に、部員18万5,000円を18万5,350円にそれぞれ改正することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、最低賃金の改正に関わる審議は終了いたしました。

今回、特にこのような大変な状況の中で、労使の皆様にはご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

では、これにて海上旅客運送業最低賃金専門部会を終了といたします。お疲れさまでした。

— 了 —